

産業建設委員長報告

産業建設委員長 圃山 俊作

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、議案第81号「鳴門市下水道条例の一部改正について」ほか議案1件であります。

当委員会は、12月12日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第81号「鳴門市 下水道条例の一部改正について」は、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害その他非常の場合において、他市等の指定を受けている指定工事店が工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものがありました。

委員からは、市で登録されている事業者数について質疑があり、理事者からは、登録がある市下水道排水設備指定工事店は令和7年10月時点で76の事業者であり、内訳としては、市内事業者が29者、市外事業者が47者である、との説明がありました。

次に、委員からは、災害発生時には市に登録されている事業者が協力し工事を行うのか、との質疑があり、理事者からは、市に登録している指定工事店が、災害発生時に工事の対応ができない可能性もある。その場合に、他の市町村等で指定を受けている事業者でも本市の工事ができるよう条例改正するものである、との説明がありました。

また、委員からは、他市町村からの支援要請時について質疑があり、理事者からは、大規模災害が起きた際は国・徳島県等を通じ支援要請があるが、要請を受入可能である事業者に支援に行っていただくこととなる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第82号「鳴門市 水道事業給水条例の一部改正について」は、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害その他非常の場合においては、市が指定する給水装置工事事業者のほか、他の水道事業者又は他の水道事業者の指定を受けた給水装置工事事業者が給水装置工事を行うことができるよう、所要の改正を行うものありました。

委員からは、給水装置について質疑があり、理事者からは、給水装置とは、公道の下にある配水管の分岐部分から、宅内の蛇口までにある水道の設備のことと定義されている、との説明がありました。

また、委員からは、市が指定している給水装置工事事業者数について質疑があり、理事者からは、11月30日現在で111者の登録があり、内訳としては、市内事業者が27者、市外の県内事業者が71者、県外事業者が13者である、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。